

技術委員会等設置規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第55条の規定に基づき、本機構が行う下水道に関する調査、研究、開発及び評価並びに成果の活用及び普及等に必要な事項等について、専門技術的かつ公平・中立の立場から技術的指導及び助言を行う学識経験者等で構成する委員会の設置について定めることを目的とする。

(委員会の組織)

第2条 技術委員会、審査証明委員会、個別委員会（以下「技術委員会等」という。）を設置する。

- 2 技術委員会等には、技術内容の審議を行い報告する部門別委員会、その他必要な委員会を設置することができる。
- 3 技術委員会等には、技術委員会等における審議を円滑に進めるため、必要に応じて幹事会を設置することができる。

第2章 技術委員会

(技術委員会の業務)

第3条 技術委員会は、新世代下水道支援事業（新技術活用型）及び平成15年下水道法施行令改正による水処理方法の評価について、理事長の諮問を受け審議を行い、結果を理事長に答申する。

- 2 地方公共団体、民間企業及び関連団体との共同研究等について審議を行い、結果を理事長に報告する。
- 3 技術課題のあり方について審議を行い、結果を理事長に報告する。

(技術委員会の組織)

第4条 技術委員会に、部門別評価共同研究委員会、部門別共同研究委員会及び調査検討支援委員会を設置する。

- 2 前項の各委員会において審議することに適さない調査研究等について、必要に応じ、個別技術に関する共同研究委員会を設置する。

(部門別評価共同研究委員会の業務)

第5条 部門別評価共同研究委員会は、技術委員長からの付託による新世代下水道支援事業（新技術活用型）及び平成15年下水道法施行令改正による水処理方法に関する評価、新技術の実用化及び性能評価に関する地方公共団体との調査研究並びに下水道に関する

水処理・汚泥処理技術の研究、開発及び普及に関する地方公共団体、民間企業及び関連団体との共同研究について審議（地方公共団体、民間企業及び関連団体において学識経験者等からなる同様の委員会が設けられる調査研究等を除く。）を行い、結果を技術委員会に報告する。

（部門別共同研究委員会の業務）

第6条 部門別共同研究委員会は、下水道に関する技術の研究、開発及び普及に関する地方公共団体、民間企業及び関連団体との共同研究について審議（前条に規定する地方公共団体、民間企業及び関連団体との共同研究並びに地方公共団体、民間企業及び関連団体において学識経験者等からなる同様の委員会が設けられる調査研究等を除く。）を行い、結果を技術委員会に報告する。

（個別技術に関する共同研究委員会の業務）

第7条 個別技術に関する共同研究委員会は、第5条及び第6条に規定する共同研究のうち、部門別評価共同研究委員会及び部門別共同研究委員会において審議することに適さない共同研究について審議し、結果を技術委員会に報告する。

（調査検討支援委員会の業務）

第8条 調査検討支援委員会は、地方公共団体の下水道事業における課題解決のための調査研究（第5条に規定する地方公共団体との調査研究及び地方公共団体において学識経験者等からなる同様の委員会が設けられる調査研究を除く。）及び国の政策支援に関わる調査研究（国において学識経験者等からなる同様の委員会が設けられる調査研究を除く。）に関して、必要に応じて技術的な助言を行い、結果を技術委員会に報告する。

第3章 審査証明委員会

（審査証明委員会の業務）

第9条 審査証明委員会は、民間企業から審査証明の依頼のあった下水道事業にかかわる技術について理事長の諮問を受け審議を行い、結果を理事長に答申する。

（審査証明委員会の組織）

第10条 審査証明委員会に、技術ごとに部門別審査証明委員会を設置する。

（部門別審査証明委員会の業務）

第11条 審査証明の対象とする下水道技術を、技術ごとに部門別審査証明委員会で審査を行い、結果を審査証明委員会に報告する。

第4章 個別委員会

(個別委員会の業務)

第12条 個別委員会は、特に専門的知識を必要とする個別の研究課題（技術委員会において取り扱う研究課題を除く）について審議し、結果を理事長に報告する。

第5章 委員会の運営

(諮問、答申、付託及び報告の手続き)

第13条 諮問、答申、付託及び報告の手続きは、原則として書面をもって行う。

(委員の委嘱)

第14条 理事長は技術委員会等の委員および幹事会の幹事を、学識経験者及び国土交通省、地方公共団体、各団体等に属する専門的知識・経験を有する者に委嘱する。

2 理事長は、委員会の運営上必要があると認められる特別の理由がある場合には、専門の意見を聴取するため、特別委員を委嘱することができる。

(委員長等の選任)

第15条 技術委員会等の委員長は、理事長が委嘱する。

2 理事長は委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長代理を委嘱することができる。

3 理事長は、委員会の運営上必要があると認められる特別の理由がある場合は、委員長を補佐するための副委員長を委嘱することができる。

(委員等の任期)

第16条 委員等の任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(費用及び報酬の支払い)

第17条 委員への旅費交通費及び報酬の支払いは、理事長が別途定めるものとする。

(議事録)

第18条 各委員会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

(1) 委員会が開催された日時及び場所

(2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 委員会に出席した全員の氏名

(4) 委員長の氏名

3 作成した議事録については、作成後に開催される各委員会の承認を得るものとする。

第6章 雑則

(改正)

第19条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第20条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 委員会等設置要領（平成22年4月16日施行）は、廃止する。

3 技術委員会運営要領（平成17年8月5日施行）は、廃止する。

4 審査証明委員会運営要領（平成20年5月1日施行）は、廃止する。

5 平成30年3月16日 一部改正